

(2)改定の目的

平成30年(2018年)のバリアフリー法*の改正では、区市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針である「移動等円滑化促進方針*」を定めることができる制度が創設されました。この方針に基づいて施設整備などを進めることで、より効果的なバリアフリー化が可能となります。

中野区では、引き続きバリアフリー化の取組を進めていくため、旧構想で位置づけた「重点整備地区*」内のバリアフリー化事業の評価や見直しを行うとともに、法改正により創設された「移動等円滑化促進方針」の策定並びに「移動等円滑化促進地区*」を位置づけ、これまでの「重点整備地区」以外にも誰もが利用しやすい道路・交通環境や公共施設の整備等の推進を目的に旧構想の改定を行います。

移動等円滑化促進方針とは

移動等円滑化促進方針は、面的・一体的なバリアフリー化の方針を区市町村が示すものです。バリアフリー化の方針に基づき、施設整備などを進めることで、地区内のバリアフリー化を推進することが可能です。また、不特定多数の区民、または、高齢者、障害者等が利用する施設(生活関連施設*)が集まり、移動等円滑化を促進することが必要である地区を移動等円滑化促進地区として指定します。

バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する地区を「重点整備地区」に指定し、地区内の公共交通、建築物、道路等のバリアフリー化の施策を示すものです。バリアフリー基本構想で示された施策は「特定事業計画*」として事業者別に整理・作成され、事業者はその計画に基づく事業について、実施の義務が課されます。

図 1-2 移動等円滑化促進地区と重点整備地区の配置関係のイメージ



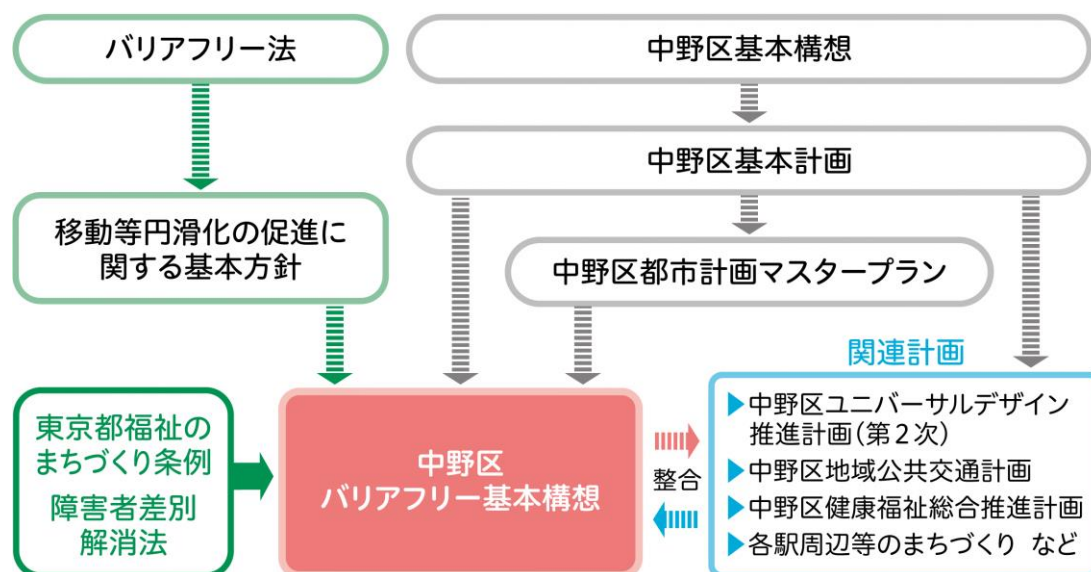
出典：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（一部加工）
（令和3年3月 国土交通省総合政策局安心生活政策課）

1-2 位置づけと計画期間

(1)位置づけ

「中野区バリアフリー基本構想(以下「本構想」という)」は、バリアフリー法*及び国が定めた「移動等円滑化の促進に関する基本方針*」に基づき策定するものです。また、「中野区基本構想」及び「中野区基本計画」、「中野区都市計画マスタープラン」に即すとともに、「中野区ユニバーサルデザイン推進計画(第2次)」を始めとする関連計画等との整合に留意します。

図 1-3 中野区バリアフリー基本構想の位置づけ

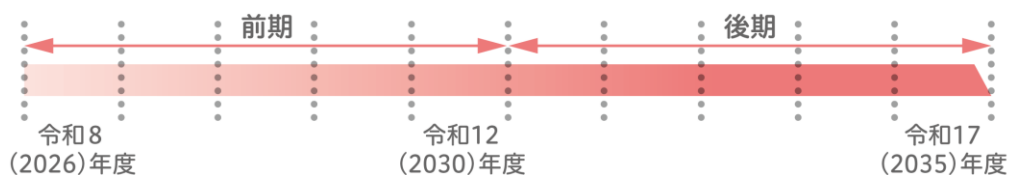


(2)計画期間

本構想の計画期間は、旧構想と同様の10年間とし、令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までとします。

また、区全体に共通する基本的な施策の改定や法改正等を踏まえて本構想の調査、分析及び評価、見直しを行います。

図 1-4 計画期間



※必要に応じて改定

(3)ユニバーサルデザイン*とバリアフリー*

中野区では、全ての人が、それぞれの意欲や能力に応じて社会参加する「全員参加型社会」やまちの魅力向上による地域の活性化の実現に向け、「中野区ユニバーサルデザイン推進計画(第2次)」を令和6年(2024年)2月に策定し、ユニバーサルデザインの取組を進めています。

バリアフリー法*は、高齢者や障害者等が安全かつ快適に移動し、施設を利用できる環境の整備を目的としています。平成30年度(2018年度)の法改正により、バリアフリー法に基づく取組は、「社会的障壁の除去※1」及び「共生社会の実現※2」に資することが基本理念として新たに加えられ、ユニバーサルデザインとの関係についても明記されました。

ユニバーサルデザインとバリアフリーは、どちらも暮らしやすい社会の実現を目指す考え方です。バリアフリー法の目的に沿った取組を促進することが、より多くの人が安全で快適に暮らすことができる環境づくりにつながり、それがユニバーサルデザインの推進にもつながります。

図 1-5 ユニバーサルデザインとバリアフリー



※1:社会的障壁の除去

日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものを除去すること

※2:共生社会の実現

障害の有無、年齢、性別、国籍などに関係なく、全ての人が互いに認め合い支え合いながら、安心して暮らせる社会をつくること